

徳島県障がい者スポーツ協会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、徳島県障がい者スポーツ協会（以下、「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、徳島県徳島市南矢三町2丁目1番59号に所在する社会福祉法人徳島県社会福祉事業団（以下「社会福祉事業団」という。）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、関係者間のネットワーク形成を図りながら、障がい者が身近な地域で日常的にスポーツを楽しむ環境づくりや競技力の向上に取り組むことにより、総合的な障がい者スポーツの振興を図り、障がい者の健康増進や社会参加を促進するとともに、障がいに対する県民の相互理解を深め、もって活力ある共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障がい者スポーツの普及啓発及び広報に関すること
- (2) 障がい者スポーツ大会の開催に関すること
- (3) 障がい者スポーツ指導員、ボランティア等の養成に関すること
- (4) 全国大会への選手派遣及び強化練習に関すること
- (5) 障がい者スポーツに関する教室や講習会、体験会等の開催に関すること
- (6) 障がい者スポーツ選手及び競技団体等の育成、強化に関すること
- (7) 障がい者スポーツの関係団体との連絡調整に関すること
- (8) その他協会の目的を達成するために必要な事業に関すること

第3章 財 務

(財源)

第5条 協会の運営に要する財源は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 会費

- (2) 負担金、補助金及び交付金
- (3) 委託金
- (4) 寄附金
- (5) その他の収入

(事業年度及び会計年度)

第6条 協会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、総会の議事を経て定める。ただし、承認議決を受ける総会の日まで、前年度予算を基準として執行することができる。

(事業報告及び収支決算)

第8条 協会の事業報告及び収支決算は、会長が作成し、監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第9条 協会は、総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

第4章 会 員

(組織)

第10条 協会は、第3条の目的に賛同して入会した、次に掲げる個人又は団体（以下「会員」という。）をもって組織する。

(1) 正会員

- ア スポーツ関係団体及び競技団体
- イ 障がい者スポーツを愛好する個人
- ウ 障がい者福祉団体
- エ 関係団体
- オ 教育・行政機関

(2) 賛助会員

協会の事業を援助する個人又は団体

(入会及び脱会等)

第11条 正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 正会員が脱会しようとするときは、理由を付して脱会届を会長に提出しなければな

らない。

- 3 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出するものとし、その資格は、会費を納入した年度に限り有効とする。
- 4 会長は、会員が協会の会員として不適当と認めるときは、総会の承認を得て、会員資格を取り消すことができる。

(会費)

第12条 次に掲げる会員は、その区分に応じ、会費を納めなければならない。

(1) 正会員

- | | | | |
|------|----|----|--------|
| ア 個人 | 1口 | 年額 | 1,000円 |
| イ 団体 | 1口 | 年額 | 3,000円 |

(2) 賛助会員

- | | | | |
|------|----|----|--------|
| ア 個人 | 1口 | 年額 | 1,000円 |
| イ 団体 | 1口 | 年額 | 3,000円 |

2 既納の会費は返還しない。

第5章 役員

(役員の設定及び定数)

第13条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第14条 会長は、正会員の互選によって定める。

- 2 副会長は、正会員の中から会長が指名する。
- 3 監事は、総会の承認を得て、会長を選任する。

(役員職務)

第15条 会長は、協会の会務を総理し、協会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する順序により、その職務を代行する。
- 3 監事は、協会の会計及び業務執行状況を監査し、不正の事実を発見したときは、総会に報告するとともに、必要があるときは、総会を招集する。

(役員報酬)

第16条 役員は、無給とする。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期中においても、会長の承認を得て辞任することができる。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第6章 総 会

(総会)

第18条 総会は、毎年2回以上必要に応じ、会長が招集する。

2 会長は、正会員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集の請求があったときは、すみやかに総会を招集しなければならない。

(定足数)

第19条 総会は、正会員現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第20条 総会の議長は、会長とする。

(議決)

第21条 総会の議決は、この会則に別段の定めがあるものを除くほか、出席正会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(欠席者の表決)

第22条 正会員は、総会に出席できないときは、当該議事につき書面をもって表決することができる。この場合において、第19条及び第21条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(書面による表決)

第23条 会長は、緊急の処理を必要とすると認めた事項については、書面により賛否を求め、これをもって総会の議決に代えることができる。

2 前項により処理した場合は、会長は、次の総会においてその旨を報告しなければならない。

(専決処分)

第24条 会長において、総会の招集及び書面による表決をするいとまのないと認められるとき又は簡易な事項については、専決処分をすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の総会においてこれを報告し、承認を求めなければならない。

(議事録)

第25条 総会は、議事録を作成し、出席者代表2名が記名押印し、これを保存する。

第7章 部 会

(部会)

第26条 協会に、部会を置くことができる。

- 2 部会の部会長及び部会員は、会長が指名する。
- 3 部会は、専門的事項について、検討を行う。
- 4 部会は、必要に応じ、部会長が招集する。

第8章 事 務 局

(事務局)

第27条 協会の事務を処理するための事務局を社会福祉事業団に置く。

第9章 会 則 の 変 更

(会則の変更)

第28条 この会則は、総会において、正会員現在数の3分の2以上の議決により、変更することができる。

第10章 補 則

(補則)

第29条 この会則に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、協会の設立の日から施行する。
- 2 この協会の設立当初の正会員は別紙のとおりとし、役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成30年3月31日までとする。
- 3 この協会の設立当初の事業年度及び会計年度は、第6条の規定にかかわらず、設立の日から平成29年3月31日までとする。

徳島県障がい者スポーツ協会 正会員（設立当初）

（50音順）

一般財団法人 徳島県スポーツ振興財団
一般財団法人 徳島陸上競技協会
一般社団法人 徳島経済同友会
一般社団法人 徳島県医師会
岡田企画株式会社
公益財団法人 徳島県体育協会
公益社団法人 徳島県理学療法士会
社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団
社会福祉法人 徳島県身体障害者連合会
社会福祉法人 徳島県手をつなぐ育成会
徳島県教育委員会
徳島県経営者協会
徳島県県民環境部
徳島県市長会
徳島県障害者スポーツ指導者協議会
徳島県障害者フライングディスク協会
徳島県商工会議所連合会
徳島県商工会連合会
徳島県身体障害者アーチェリー連盟
徳島県水泳連盟
徳島県精神保健福祉協会
徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
徳島県卓球協会
徳島県知的障害者福祉協会
徳島県中小企業団体中央会
徳島県町村会
徳島県特別支援学校長会
徳島県トレーナー協会
徳島県保健福祉部
特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス日本・徳島